

静岡県告示第278号の2

歴史的公文書の閲覧等に関する要綱（平成21年静岡県告示第282号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

本則（第13条第4号を除く。）中「法務文書課長」を「文書課長」に改める。

第13条第4号中「法務文書課」を「文書課」に改める。

別記様式中「静岡県経営管理部総務局法務文書課長」を「静岡県経営管理部総務局文書課長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前にこの告示による改正前の歴史的公文書の閲覧等に関する要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により法務文書課長が行った指定、通知その他の行為は、改正後の歴史的公文書の閲覧等に関する要綱の規定により文書課長が行った指定、通知その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定及び様式により提出されている申出書は、改正後の歴史的公文書の閲覧等に関する要綱の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。

4 この告示の施行の際現に旧要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。